

2022年2月7日

「事業復活支援金」事前確認の受付について

このたびは、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

島根中央信用金庫(理事長：福間 均)は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さまのご支援にあたり、「事業復活支援金」の登録確認機関として登録されております。また、当金庫に事前確認をご希望されるお客さまの受付を全営業店にて行っております。

●事業復活支援金 制度概要

- ① 事業復活支援金は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主の皆さまに対して、事業規模に応じて支給される支援金です。

給付対象について				
ポイント1	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る			
ポイント2	2021年11月～2022年3月の いずれかの月の売上高 が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して 50%以上 又は 30%以上50%未満減少 した事業者			
給付額	= 基準期間の売上高 - 対象月の売上高×5			
基準期間	「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の いずれかの期間 (対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)			
対象月	2021年11月～2022年3月のいずれかの月 (基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)			
給付上限額				
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

- ② 制度の詳細、申請手続きにつきましては、事業復活支援金 事務局ホームページをご確認ください。

【事業復活支援金ホームページ(中小企業庁)】 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

【お問い合わせ先】
 業務部 法人支援推進課 (担当：黒田、高橋)
 TEL (0853) 20-1000 (代表) fax (0853) 24-8053